

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の退職手当に関する条例

昭和 48 年 3 月 31 日  
条 例 第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

**第 2 条** 職員の退職手当に関しては、福井市職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年福井市条例第 2 号）（当該条例の規定に基づき定められた規則、規程及び細則を含む。）を準用する。

**附 則**

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。